

世論の社会史——一八世紀フランスの場合

森村敏己

現在では国民が政治に対する意見を表明する権利が認められ、マスコミによる世論調査も行われていますが、絶対王政時代のフランスでは、建前上、世論は存在しないことになっていました。とはいえ、もちろん人びとは政治や社会に対して不満を抱き、政府もその動向に神経をとがらせていました。では、当時の人びとはどのようなかたちで自分たちの思いを表していたのでしょうか。それを知ることを通して世論の力について考えてみたいと思います。

はじめに——絶対王政下の「世論」

歴史研究の一環として今日は「世論」を扱うわけですが、対象となるのは一八世紀のフランスです。一八世紀というと絶対王政の時代です。この時代の「世論」を扱うことに関して、ひとこと説明をさせていただきます。

(1) 出来事だけではない歴史——文化、思想、意見、価値観、感性など

歴史研究というと過去に何が起きたのか調べているという印象があるかもしれませんが、例えば、教科書などは「教科書」という性格上いろいろと制約がありますので、どうしても出来事を中心に書いてありますが、いわゆる事件や出来事は実は歴史研究の対象の一部に過ぎません。歴史家は基本的には過去の社会、そこに生きていた人間のことを知りたいのです。ですから、どのような暮らしをしていたのか、どんな価値観を持っていたのかを調べることはもちろん、最近では、泣く、悲しむ、怒る、あるいは親子の情といった「感性」も研究対象になってきています。

今日取り上げるのは「世論」です。特定の人物が何を考えていたかではなくて、もう少し広く、当時の人々がいったいどんなことを考えていたのかを知りたいと思ったとき、有効なアプローチのひとつが「世論」だということなのです。

(2) 「世論」をめぐる本音と建前

もう一点、あらかじめ申し上げたいのは、一八世紀の絶対王政と呼ばれる時代のフランスを対象にしていることの意味です。絶対王政というのは、建前上は国王の意思が絶対である政治制度です。

絶対王政の理論からすると、王は究極的にはすべての権限を握っていることになっています。ですから、「国王の意思が国の意思だ」というのが絶対王政の表向きの考え方です。誤解のないよ

うに言いますと、「国王の意思が絶対である」というのは、「国民のことはどうでもいい」ということではありません。「国王の務めは国民を幸福にすることである」、「この義務に背く者に王たる資格はない」ということが大前提です。よく例えに出されたのは、「羊飼いと羊」の話です。羊飼いは羊を豊かな草地に連れて行って餌が食べられるようにする。オオカミがやってくれば撃退する。ところが、「どこの草地に行くか」ということは羊に相談はしない。つまり羊は守るが、守る方法、どうすれば羊のためになるかを決めるのは羊飼いなのです。

それと同じで、絶対王政では国民の幸福を実現する方法を決めるのは国王であって、国民ではなかった。だから、建前上「世論」は存在しない。王もそれに耳を傾けることもないのです。

しかし、これはあくまで建前です。実際には国王ならびに政府は、「世論」を非常に気にしていました。特に一八世紀の後半になると、それを調査したり、押さえ込んだり、さらには、味方に付けようとし始めます。

つまり絶対王政が揺らいでくる。国民の意見が重きを成してくるということを決る指標のひとつが、「世論」の力だと言えらると思えます。

1 いかにして当時の世論を知るか

では、一八世紀の「世論」をどうやって知るのでしょうか。現在なら世論調査がありますが、

当時はもちろんそんなものはありません。歴史家が便利に利用できるような統計資料は残っていません。では、何を史料とするのでしょうか。今日は二つほど紹介したいと思います。

ひとつは書物です。書かれた本を読むだけであれば、書いた人の考えしかわかりません。ところが、どんな本をだれが読んでいたかを調べると、もう少し広い範囲で、少なくとも読者という程度の幅まで広げて、当時の人たちのものの考え方の傾向がわかるだろうということ、こうした調査は四〇年以上前から始められています。

二番目は少し視点を変えて、訴訟趣意書というものに注目する研究があります。現在の裁判では弁護士は法廷に立ち、そこで自分の依頼主である原告あるいは被告の利益になるように、裁判で勝訴を勝ち取ることを目指して弁護をするわけです。ですが、一八世紀の法廷では、口頭で弁論する場合と、文書によって弁論する場合があり、多くの場合、文書による弁論が行われていました。その場合、弁護士は法廷で弁舌をふるう代わりに、「この事件の真相はこうで、被告、原告はそれぞれこういう状況にあり、こういう事情でこうした結果に至った。ゆえにこの事件はかく裁かれるべきだ」という文書、つまり訴訟趣意書を提出します。

読者としてはもちろん裁判官と検察官を想定していたわけですが、一八世紀になるとこの訴訟趣意書を千部、二千部と印刷して、無料でばらまくというケースが出てきます。その目的は基本的に二つありました。ひとつは「世論」を味方に付けることです。「自分の顧客である原告あるいは被告はこんなに気の毒だ」、「相手方はこんなにひどいやつだ」ということを訴えて「世論」を

引き寄せる。それによって裁判に圧力をかけ、勝訴に持つていこうというのです。もうひとつは、有名な裁判で勝訴して自分の知名度を上げることです。そうすると仕事が増え、弁護士料も上がります。その場合、訴訟趣意書は世間から注目されている裁判で弁護士の手腕を示す手段だったと考えられます。

なぜ、これが「世論」を知る手掛かりになるのか。「世論」は受け身で作られるわけではありません。当時の人々の価値観や善悪の区別に関する考え方がベースにあつて、そこにうまく当てはまるように話を組み立てて初めて「世論」は味方に付くわけです。つまり世間の常識に逆らうような訴訟趣意書を書いても、世間は味方になつてくれない。ですから逆に、訴訟趣意書で描かれた図式から当時の世論のありようを推測することができるのです。

三つ目は、スパイ報告です。当時のパリの警察は、たくさんスパイを抱えていました。カフェや居酒屋には警察に雇われたスパイ連中がうろろろして、それが街のうわさ話に聞き耳を立て、いつ、どこで、誰が、政府や国王へのどんな悪口を言っていたかということを警察に報告しています。そうした報告を史料とした研究があります。

以上、三つの種類の史料から、あるいは三つの方法と言ったほうがいいかもしれませんが、当時の人たちの「世論」というものの一端を考えてみたいと思います。

2 書物の分析

(1) 史料と調査方法

まずは書物です。当時、誰がどんな本を読んでいたのかを知るために調査する史料は、基本的には以下のような目録です。例えば誰かが死にますと、遺産目録を作ります。本をたくさん持っている人の場合は、蔵書の部が付いていて「こんな本が遺産としてある」ということが書かれています。あるいは何か事情があつて自分の蔵書を売りに出したい人は、当然売り立て目録を作ります。「こんな本がそろっています。これこれの値段でいかがでしょう」というものです。また、少し性格は違いますが、フランス革命のときに大量の亡命貴族が出て、彼らは命からがら国外に逃げていきます。当然ながら本は置いていく。それは政府によって没収されましたが、その目録が残されています。そういった史料を体系的に調べていくわけです。なかでも遺産目録が主要な史料だと言つていいでしょう。

こうした史料を大量に調査して、蔵書を、例えば宗教、文学、歴史、哲学という項目に分けたうえで、それを持つていた人物をその身分、職業、居住地、財産規模などによって分類し、さらにその結果を時代順に並べていく。そうすると、ある時代のこういう職業の人は、こういう本を読んでいたが、時代が進むと読書傾向が変わったということが、身分ごとや地域ごとにわかって

きます。

(2) 成果

こうした調査は、一九六〇年代ぐらいから大規模に行われました。そこで全般的な傾向はほぼわかるようになってきています。あらかじめ言ってしまうと、出てきた結果はさほど面白いものではありません。というか、意外な点はあまりありませんでした。それでも簡単に説明をしておくのがよいでしょう。

まず、持っている本の数は財産規模に比例します。当然ですが、お金持ちほどたくさん本を持っていきます。次に、書物を持っている人が、その職業や階層のうち二人に一人以上いる、つまり割とたくさん持っている集団は、文筆業、学校の先生、弁護士、聖職者、裁判官、それとヴェルサイユにいる貴族などです。田舎の貴族の二人に一人は本を持っていません。田舎貴族の中には、まだ字の読めない人さえいます。本を持っていない集団、五人に一人も持っていないのは、商人、職人、召使、農民です。つまり「民衆」と言っているいい人たちです。

一八世紀を通じて言えることは、本を持っている人の割合、所有する冊数が全体として増えているということなのです。

もう少し詳しく言うと、まず聖職者が持っている本の半分以上は宗教に関する本です。これも予想どおりです。ただしフランス革命が起こる直前、しかもパリに限りますが、聖職者の蔵書に

占める宗教の本の割合は三分の一にまで下がります。つまりカトリックのお坊さんたちでさえ、パリという大都市、様々な変化の中心に住んでいる人は宗教以外に目を向けるようになってきていたことがこれでわかります。

次に貴族ですが、宮廷貴族は割と持っています。さらに当時は「法服貴族」と呼ばれる司法官たちがいましたが、この人たちは職業柄もあってさらにたくさん持っています。傾向として宗教の本はだんだん減ってきています。逆に増えたのは、文学や歴史です。貴族はあまり科学の本は持っていないかったようです。

では町人たちはどうか？「町人」と言っても、医者や弁護士や教師という文字に携わる人たちは、さすがに本をたくさん持っています。とはいえ、弁護士なら法律の本、医者なら医学の本と、自分の仕事に必要な本を持っている傾向があつて、それ以外にどれぐらい本を読むかというところ、そんなに広い関心を持っていたとは思えません。

一方、商売をする人たちは実用書を持っています。当時は商売人のための実用書が定期的に出ていました。例えば今フランスである品物を買って、オランダに売り込んだら、どれぐらいで売れるだろうということを商人たちは非常に気にしている。為替の動きを見るとフランスの通貨が強いけれども、いつまで続くか心もとないので、今のうちに仕入れておこうなどと一生懸命考えるわけです。そのときに、今どの町ではどの商品が高く売れるのか、比較的安く買えるのかという情報を、商人たちは熱心に求めていました。

一方、民衆は、持っていてでも大抵一冊で、宗教の本です。ただ宗教の本といっても、当時の識字率は五割以下で、自分の名前を書ける人が半分いない時代ですから、難しいものは読みません。ごく簡単な聖人伝や一種の暦で、読みやすいように文章は短く、ページの半分以上が挿絵だったりする薄い本です。ただしパリでは、革命前になると本を持っている民衆が増えていきます。

これらは予想されたことであって、この結果に驚いた歴史家はいないと思います。

(3) 批判

こうした調査結果が発表されたあとに、それに対する批判が現れます。そこには大きく分けて、史料の問題と方法の問題があります。

まず、史料に本質的な欠陥があるとする意見がありました。というのは、利用される蔵書目録は、遺産目録の一部、もしくは売り立て目録です。そのため、価値のある書物しか載っていないというのです。今で言うと、一冊二万円、三万円する本は載せませんが、稀覯本でもない限り文庫本はわざわざ財産として、あるいは売り立ての目玉として記載したりしません。つまり、目録に載っている本はその人の蔵書のごく一部だということになります。現実にはこうした目録を見ると、「この本棚に〇〇という本、以下五〇冊所有」などと書いてある場合があります。ということとは、五〇冊中一冊しかタイトルがわからない。どれぐらいの資産があったのかを記録している遺産目録には財産と言えるような本しか記載しない。これがひとつの欠点です。

(4) 禁書の分析

もうひとつ、これも大きな欠点ですが、禁書が載っていないことが多い。当時は厳格な検閲制度を取っていました。一八世紀は事前検閲の時代です。つまり原稿段階で政府に提出して、一頁ずつ検閲官が読んでそこにOKのサインをしないと本は出ません。

検閲の基準というのは、公序良俗に反してはいけない、カトリック教会を批判してはならない、国王（政府）を批判してはならない、つまりお上に盾突くような本は、表向きは一冊も出ないことになっています。ところがこれはあくまで表向きの話であって、実際には禁書があります。許可を得て出る本は、「特認付きの本」ですが、それ以外に「黙許」があります。

例えばイギリスやオランダでフランス語の本が出る時、フランス側は、それを輸入禁止にするか、しないかだけを決めます。ほかの国で刷っている本ですから、事前に検閲はできません。そうすると、事前検閲をするならばここは削らせるのだけれどという箇所を見つけたときに、全面禁止にするほどのことはないだろうと思えば、大目に見ておこうということで、輸入を許します。つまり、検閲の基準が国内で本を作るよりも緩やかになりがちです。そこで、作家たちは外国で印刷して持ち込むほうが比較的制約が少ないということで、この手を使います。これを黙許と言います。

そうすると、今度は、本当はパリで刷っているのに、「ロンドンで出版」と記載して、輸入した

体裁を取って販売するものが出てきます。当時の本を見ると、出版地としてロンドンやアムステルダムと記していることが多いのですが、どこまで信用していいか怪しいものです。実はパリで刷っているということがよくあるのです。

その下に「黙認」があります。これは政府が、その本が非合法に刷られて流通していることは知っていますが、あえて騒がないというものです。このように「黙認」する理由のひとつは、騒ぐとかえって評判になって売れるからです。つまり政府が「けしからん」と言っても、著者を逮捕したり、出版者を捕まえたりすると話題になる。話題になると読者が増える。下手に逮捕するとやぶ蛇です。

そのさらに下に、政府の監視の目をかくぐつて、非合法に出回っている本があります。

こうした事情を考えると、当時のフランスで流通していた本の半分ぐらいは正式な許可を得ていない本、つまり禁書だろうという研究者もいます。では禁書はなぜ目録に出てこないのか。当時、ある本が禁書になったときの判決文には「この本の印刷販売及び所持を禁じる」と書いています。つまり持っていることも罪なのです。遺産目録に禁書が載っているということは、「この故人は法を犯していました」と告白することです。売り立て目録でもそうです。ですから、そんなものは載せません。

つまり、目録には安い本が出てこないだけでなく、当時売れたに違いない非合法出版物も出てこない。こうした大きな欠陥のある史料を調査したところで、信頼できる結論が引き出せるのか

という批判があるわけです。

さらに、蔵書を調べること自体に意味があるのかという疑問もあります。なぜなら持っていることと読むことは別だからです。買ったからといって必ず読むわけではない。特に「蔵書家」と呼ばれて、何千冊も本を買い集めていた人が全部読んでいるわけがありません。これには反論があります。「読まなかったかもしれないが、買ったということは、少なくともタイトルや目次を見て面白そうだと思ったからに違いない。だとすれば、蔵書を見れば、その人がどういう傾向の本を好んだかはやはりわかるはずだ」というのです。ところがこれにも「本人が買ったかどうかかわからない」という批判があります。つまり目録に載っていた本は、本好きだった父親から財産として譲り受けたもので、本人は何の興味もなかったという可能性がいくらでもあるということですね。

逆に持っていないことが読んでいないことにはなりません。まず、書物の貸し借りがよく行われていました。当時の人たちの手紙を読みますと、「私の町では今評判の何とかという本が手に入らないので、よろしければ貸していただけませんか？」とか、「この間お貸しした本をそろそろ返してくださいませんか？」というやり取りがよくあります。

それから特に文学はそうですが、作品を「サロン」と呼ばれる集まりなどで朗読をして、出席者がそれを聞き、批評するという例が多くあります。朗読という習慣は民衆層の間でもありました。サロンなどという高級な場所ではありませんが、カフェなどで誰か字の読める人間が新聞な

どを朗読してやることはよくありましたし、農村でも夜の集いと呼ばれる集まりで朗読が行われる習慣があったという説もあります。要するに、本を所有していなくても「聞く」というかたちでその内容に接することは珍しくありませんでした。

さらに当時は一般に公開されていた図書館がパリだけで一三ありました。今の図書館みたいに毎日開いているわけではなく、ある図書館は木曜の午後だけとか、ある図書館は火曜の午前だけとか、限られた開館時間ですが、いずれにせよそこで本を読むことは可能でした。

また、本屋さんの商売の仕方のひとつとして、会員制の閲覧室というものがありません。本はなかなか高価なものですから、思うように売れるわけではありません。そのために考え出したのが、毎月いくらか少額の会費を払って会員になってもらう制度です。会員になると、そのお店の棚にある本を自由に読むことができます。そのため店の奥には椅子とテーブルも用意されています。このように、持つていなくても読んだ可能性は大いにあったのです。

また、読み方を問題にした批判もあります。読んでいたということだけではその本がその人に影響を与えたかどうかわからない。つまり何度も何度も繰り返し読む、言ってみれば座右の書のような本と、一回読んで二週間もすると何が書いてあったか覚えていない本を引くくるめて一冊と数えても仕方がないだろうということなのです。

ではこうした批判をする人は、「本など調べても無駄だ」と言っているかというところ、そういうわけではありません。つまり禁書が載っていない、本当は何を読んでいたのかわからないという欠

点を克服すれば、どんな本を当時の人々が好んだかは、過去の世論を知る上で重要な手掛かりになるだろうと考えています。

現在のスイスにヌーシャテルという町がありますが、この地にあった「ヌーシャテル印刷協会」という出版業者兼本屋が残っていた膨大な記録が三〇年ほど前に発見されました。その研究からこれまでわからなかったことがいろいろとわかるようになってきました。なぜこの本屋の記録が貴重なのかといえは、フランス王国内の本屋ではない、つまりフランスの法律によって縛られていないからです。言い換えれば、フランス政府が禁じた本を印刷しようが売ろうが自由なのです。この本屋にフランス国内の書店から「これこれの本を十冊送って欲しい」などと注文書が来ます。注文書に書かれているのは、実際に需要がある本なわけですから、それを調べていけば、本当の意味でのベストセラーがわかるわけです。

ヌーシャテル印刷協会は「哲学」という項目のついた特別のカタログを用意して、親しい顧客だけに渡していましたが、この項目に載っているのは禁書です。フランスに持ち込むには密輸しないといけないような本がずらりと並んでいるのです。

そのうえで、どういう本に一番注文が多かったかを調べてみると、本当のベストセラーがわかります。ベストテンに入っているのは大抵がこの「哲学」に分類された本、すなわち禁書です。つまり政府が許可していない本を、当時のフランス人が好んで読んでいたことがはっきりとわかります。

密輸は結構大変で、スイスからフランスに行くにはアルプスを越えていきます。いくつものルートがあったのですが、人足が背中に木の箱を背負って、そこに表紙を付けていない本を詰め込んで運ぶというのがよく取られた方法です。人足たちは、中身は何か教えられていません。「目的地まで役人に捕まらずに行つて、この人に渡せばいくら出す」という条件で仕事を請け負っていたようです。

公式ルートをたどって運ぶこともあります。大きな木の箱に装丁する前の本、つまり紙の束を糸で留めただけの簡単なものを詰めて運ぶのですが、禁書は一番下に並べて上には合法的な本を並べる。役人は一番底まで見たりしないだろうというわけです。あるいは、大型の本をくりぬいて中に小型の禁書を入れるとか、初めの十ページは聖書のお話で、あとの百ページはポルノだとかいんな手で密輸をやっていました。そうしたものが、大量にフランスに流れ込んでいました。こうした禁書の研究からは興味深い事実が色々とわかってきました。そのいくつかを申し上げます。

ひとつは、作家たちが上層と下層に分かれていったらしいということです。上は功なり名を遂げた人たちです。有名になり、収入もあり、社会的に地位も名声も得た人たちです。

ところが、一七六〇年以降になると、自分もあなりたいと思う若者が増えます。彼らはこぞってパリにやってきました。本屋に自分の原稿を売り込もうとします。ヌーシヤテル印刷協会にも、自分の原稿を出して欲しいという手紙が盛んに送り付けられています。しかし、作家として成功

する人はめったにいません。そして、失敗したのは自分に才能がなかったからだと思う人は少ないものです。多くの作家志望者は世の中が悪いと思うわけです。自分には文学の才能がある、あるいは立派な思想があるにもかかわらず、このゆがんだ社会が自分の栄達を妨げていると思うのです。そういう連中が、政府を酷評する過激な禁書の書き手になっていきます。誹謗、中傷、ポルノ、とにかく売れさえすれば何でもということ、あることないこと書き散らします。

そうした作品の特徴は、既存の権威を徹底的にこき下ろすことです。暗い怒りというものが伝わってくるような本を乱造します。「哲学」と書いた裏のカタログの半分は、こうしたポルノや誹謗・中傷作品です。なぜ「哲学」という項目なのかというと、この言葉が権威に対して批判的なニュアンスをもっていたからです。つまり哲学を論じることは、しばしばカトリック教会を批判することになります。その公式な保護者である政府に対立することにもなります。ポルノグラフィもそうです。あるべき道徳と真つ向から対決することになります。しかもポルノで描かれる主人公は、貴族や王族や聖職者です。つまりわれわれ国民を指導すべき立場にあるこうした人びとが、性的に墮落し切ったひどい連中だということを、口を極めてののしるかたちでポルノ小説が書かれるわけです。

さらに誹謗・中傷作品も、単なる有名人がやられるわけではなくて、権力のある人間がターゲットにされます。ですから、すべてが反政府もしくは反権威文書というくくりで一括できるので、それらを当時の出版社の隠語で、「哲学書」と呼んでいたわけです。ベストセラーの二〇位ぐ

らいまでにはこうした「哲学書」、つまりいわゆる啓蒙思想の本とポルノ、誹謗・中傷作品が並んでいきます。これが当時のベストセラーの実態でした。それだけにいかに当時の人たちが、政府、王権、あるいは貴族といった自分たちの支配者に対して、面白からざる気持ちを抱いていたか、ここから十分に読み取ることができます。

3 訴訟趣意書にみる対立図式

二番目の訴訟趣意書は善悪のコントラストがはっきり描かれていることにポイントがあります。実際にはどんな事件も単純ではないのですが、そんなことを言っているのは裁判で勝てませんし、訴訟趣意書で世論を引き付けることもできませんから、訴訟趣意書は善悪をはっきりさせます。もちろん自分の依頼主が善です。そのときに、どういう善玉、悪玉の配置にすると世間は信じるだろうということを考えるわけです。それに成功した訴訟趣意書が世論を味方に付けることになります。つまり世間の価値観をいかにうまく取り入れるかが、訴訟趣意書を書く上で弁護士の腕の見せ所なのです。そこには、いくつか典型的な図式が現れています。それによって当時の人々が善悪の対立図式をどのように理解したか、がわかってきます。

(1) 貴族対ブルジョワ——ヴェロン・モランジェ事件

まず最初の対立図式は、貴族とブルジョワという場合です。ヴェロン・モランジェ事件と呼ばれる訴訟がありました。ここに出てくる貴族は要するに悪徳貴族の典型です。表面的にはとても社交的で愛想がいいが、裏では非常に卑劣、傲慢、偽善的という人物です。これはある種の悪役の典型みたいなものです。これは当時の人びとが貴族という存在をどのような目で見ていたかということをおある意味で表しています。

社会的地位は貴族が上ですから、貴族は商人を歯牙にも掛けず軽蔑しているわけですが、実際には商人から借金をし、挙げ句には返済できずに踏み倒すということもありました。そのため商人たちは貴族を嫌っていました。ですから、民事訴訟になると弁護士は待つてましたとばかりに、金を借りにくるときはにこやかで愛想がよく、いざ「返せ」と言うと門前払いをする、世間では紳士で通っているが、実は全く卑劣な男だというふうに貴族を描きます。それに対して、金を払ってもらえなかった商人のほうは、誠実さを絵に描いたような人物だということになるわけです。

(2) 領主と村人——「バラの冠」事件

今度は領主と村人のけんかという例です。ここで挙げるのは、「バラの冠」事件です。サランシーという小さな村があつて、そこで毎年お祭りをしていました。今で言うところのミスコンみたいなものですが、バラの冠を授ける娘を毎年一人村人が選ぶのです。ミス・サランシーです。領主はお

祝いのお金を出します。そのあとみんな教会に行つて、ミサを行い「今年も豊作でありますよ
うに」とお祈りをして解散という、たわいのない行事が毎年続いていたわけです。ところが、領
主が代替わりし、新しく領主になった人物はどういうつもりだったのかわかりませんが、「バラの
冠娘を自分が選びたい」と言いだしました。教会に行くときも、彼女が自分と一緒にいき、自分
の横に座るように要求し、さらに、お祝いに出す金を値切ろうとします。それで村人とけんか
なり、揚げ句に訴訟です。

そこで、弁護士が作り上げたストーリーは、この領主がいかにか好色かという話です。当然「少
女を選ぶ権利をよこせ」と、「教会では自分の横に座れ」というところで、「領主には下心がある」
という話を作り上げていきます。しかもお祝いの金まで値切っているわけですから、「けちで因業
な領主」というイメージが作られていきます。

そうしたストーリーの中でこの裁判は進むわけですが、描かれている村人は、善良、素朴その
もの人たちです。つまりそうすることが、世間の価値観に沿っていたからです。

(3) か弱い女性と権力者の男性——サン・ヴァンサン事件

三番目として、女性と権力者の男性の例を挙げたいと思います。一方の主人公であるリシユリ
ュー公爵は名門貴族です。彼は、若いときから派手な女性関係で知られた人でした。こうした例
は当時の貴族には時々ありましたから、それ自体は別に珍しくはありません。

そのリシユリユー公爵にサン・ヴァンサンという名の愛人が一時いたわけですが、彼女が捕まりました。というのも、リシユリユーからもらった手形を現金化しようとしたところ、この手形が偽物だということで文書偽造の罪で逮捕されたのです。サン・ヴァンサンは当然「これは本物だ」、「確かにリシユリユーにもらった」と言い張ることになります。一方のリシユリユーは、「そんな手形を書いた覚えはない」、「あの女はペテン師だ」と主張します。

サン・ヴァンサンの弁護を引き受けた弁護士は、どんなストーリーにすれば勝てるかを考えました。そのときに、「女性がか弱い存在で、公爵リシユリユーは好色な権力者だ」という筋書きを作ります。そうすれば世間は味方に付くと踏んだわけです。

サン・ヴァンサン自身も貴族ですが、田舎貴族の出でした。一方リシユリユーは名門貴族ですから、社会的な威信は全然違います。そこで、「田舎から出てきた後ろ盾のないか弱い女性が、好色な貴族にもてあそばれた揚げ句、捨てられた」、「手切れ金を手形で渡しておきながら金が惜しくなった公爵は、いざ現金化されるときになると知らぬと言いだした」と彼女の弁護士側は主張します。

ところが、歴史家がこの事件を調査したところ、サン・ヴァンサンの愛人はほかにも幾人もいたそうです。この女性は、とにかく金持ちの男を見つけては愛人になって金を引き出して暮らしていたのです。リシユリユー公爵からもらったという手形も偽造である可能性が高いとされています。彼女とすればあちこちでやっていた手でたまたま運悪く捕まったぐらいのことだろうと思います。

います。ところが、そんなことを言っては裁判に勝てませんし、いわゆる好色な貴族の男性権力者と女性という世間が納得しやすい対立図式にもうまく乗らないので、サン・ヴァンサンにはほかに愛人がいたことなどもちろん弁護士が言うはずがありません。裁判で勝つには、そして世論の支持を得るには、彼女はあくまで弱い女性でなければなりませんでした。

(4) 女性の権力Ⅱ王妃マリ・アントワネットとダイヤモンドのネックレス事件

四つ目は、王妃マリ・アントワネットの事件です。彼女は被告にも原告にもなったわけではありませんが、彼女をめぐる裁判が起きています。いわゆる「ダイヤモンドのネックレス事件」と呼ばれるものです。「ダイヤモンドのネックレス」と言っても先端にひとつだけダイヤモンドが付いているようなものではありません。大きなダイヤモンドがずらりと並んだとてつもなく高価なものです。これを作った宝石商は初めから買い手としてある人物を念頭に置いていました。それはルイ一五世の愛人デュ・バリイという女性です。ところが、肝心のルイ一五世が天然痘で死んでしまいました。デュ・バリイもヴェルサイユを追放されました。

その結果、莫大な借金とネックレスだけが宝石商の手元に残りました。そこで目を付けたのがマリ・アントワネットです。ルイ一六世の王妃マリ・アントワネットは、聞くところによると派手好きで金遣いも荒いらしい。そこで彼女に売り込もうということになります。

ところがマリ・アントワネットは、そんな高価なネックレスを買うお金はないと断っています。

マリ・アントワネットについては、「赤字夫人」などと揶揄されるほど浪費家というイメージがつきまわっています。彼女が途方もない金を使ったのは事実ですが、彼女だけが金遣いが荒く、それまでの王妃や王の愛人や王族が質素だったかといえませんがそんなことはありません。彼女が目立っていたのは、ひとつにはその言動がヴェルサイユの常識からするとあまりに自由だったせいでしょう。もうひとつは、彼女がオーストリア人だったことです。オーストリアとフランスは、二百年以上敵対関係にありました。彼女のお輿入れ自体が政略結婚です。つまりフランスとオーストリアが外交方針を変えて、同盟関係を結ぶことの証しとして結婚しているわけです。ところが国民感情は外交上の転換に合わせて変化するものではありません。彼女の母親である女帝マリア・テレジアはそれを気にしていて、娘に対し「あなたは国民の注目を浴びているのだ。軽率なまねをしてはならない。これは両国のきずなにもかかわる問題だ」ということを、しばしば手紙で繰り返しています。

実際に当時ヴェルサイユに駐留していたオーストリア大使は、マリ・アントワネットの様子を絶えず観察し、マリア・テレジアに書き送っています。ですから、母親は娘がヴェルサイユで何をしているのか事細かに承知していました。ですから、いちいちくぎを刺していたのです。

こうした母親の苦言が効いていたのかどうか分かりませんが、マリ・アントワネットはとにかくネツクレスの購入を断りました。宝石商はがっかりして家に帰ります。このままだと莫大な借金か払えずに、監獄行きは間違いありません。そこにド・ラ・モットという女性が現れて、「私は

王妃の側近です。先ほどはほかの人間がいたので、人目をはばかって買いませんとおっしゃいましたが、実は王妃はあの宝石をお買いになります」と言いました。当然宝石商は大喜びです。そして、このド・ラ・モットという女性は、仲介に立って実際に宝石を受け取りに来るのはロアン枢機卿だといったのです。

このロアンというのはヴェルサイユの宮廷司祭長という高い地位にいた人物ですが、彼はなぜだか知りませんがマリ・アントワネットとルイ一六世に嫌われています。かつてはオーストリア駐在大使でしたが、そのころから少女マリ・アントワネットの不興を買っていたといえます。彼としてはここで王妃の覚えがめでたくなれば、国王陛下の覚えもめでたくなる、ヴェルサイユでの自分の威信が上がると踏んだわけです。それで彼も、ド・ラ・モットの話に即座に乗りました。

ロアンは、ド・ラ・モットに念のために王妃から直接声を掛けていただきますと云われて、ある夜ヴェルサイユの庭園に呼び出されます。すると、白いドレスを着た女性が立っていて、ロアンに「よろしく」というようなことを言っつと姿を消しました。すっかり信じ込んだロアンはド・ラ・モットの言いなりになって、宝石商のところはそのネックレスを受け取りに行きます。もちろん、ネックレスはすぐにド・ラ・モットの手に渡りました。

宝石商は第一回目の支払いを待っていましたが、待てど暮らせど金は来ません。それでヴェルサイユに現れて、王妃のお付きに「失礼ですが、お約束のお支払いをまだいただいております」と言っつたところですが露見しました。マリ・アントワネットは、もちろん何も知りませんで

した。

それで早速、ド・ラ・モットとロアンは逮捕されました。調べてみると王妃に化けてロアンに会った女性はド・ラ・モットが見つけてきたパリの娼婦でした。

国王は娼婦と王妃の区別もつけられなかったロアンにますます激怒します。裁判が始まりました。マリ・アントワネットは直接かわりありません。しかしこのときに出回った訴訟趣意書と町で流されたうわさの中で、いつしか彼女は悪役になっていきます。「実はド・ラ・モットがマリ・アントワネットの側近だったというのはうそではなくて本当で、陰で糸を引いていたのは王妃である」といううわさがささやかれます。さらには「王妃とド・ラ・モットは同性愛者で、愛人同士だった」といううわさも流れました。逆に、だまされたと言われているロアン枢機卿とマリ・アントワネットができていたという話もあり、とにかく王妃を誹謗、中傷する話がこのあと続きます。

純粋な犠牲者であった王妃は、あたかも陰の主演のような扱いを受けたわけです。ここからわかるのは、当時の国王夫妻に対する世間の視線です。頼りない国王に対して、勝ち気でわがままな王妃というイメージです。しかも敵国オーストリアの王女だったマリ・アントワネットに対するある種の不信感や憎しみがいかに強かったかを、この事件ほどはつきりと示しているものはありません。

現在でもマリ・アントワネットというと、民衆暴動に対して「パンがなければお菓子を食べれ

ばいいのに」と言ったとか、桁はずれな浪費をしてフランスを財政難に追い込んだという話があるとを絶ちませんが、彼女は当時から濡れ衣を着せられる運命にあったのです。

(5) 女中と雇い主ブルジョワ

もうひとつ裁判の例をお話しします。今度は、さつきは善良そのものだったブルジョワが悪玉になるといふ例です。ブルジョワが悪玉になる。ではだれが善玉かというところ、民衆です。

つまり金持ちの商人と、田舎から出てきてその家に雇われた女中という対立図式です。もともとの発端は給料の不払いでした。つまり約束の給料を払ってくれない。辞めるときに「残りの給料を全部払ってくれ」という話でもめました。

そのときに弁護士が作った話によれば、「その商人は家にいた家政婦の女性を妊娠させ、それがわかった途端に墮胎を迫り、挙げ句には家から追い出した。次いで今度は原告である女中に迫り、拒否されると窃盗の濡れ衣を着せて給料を払わず追い出そうとした」ということになります。

訴訟趣意書は裁判文書ですが、弁護士は臨場感たっぷり、まるで自分が目撃者だったかのような文章を書きます。大切なのは事実の解明ではなく、世間を納得させることです。貴族と並べば善良な人として描かれるブルジョワも、被告として民衆である女中と並べられたときには今度は悪役になります。弁護士の描くこうした図式が事件の真相を示しているかどうかは問題ではありません。当時の人々は身分による差別が明確な社会に生きていましたから、身分の違う

人々が対立するときには上の身分の人間を悪く見るという傾向があったのではないかと推測できることが重要なのです。そして、そのこと自体に、当時の身分秩序に対する潜在的な不満やいら立ちが現れていると考えることもできます。

4 うわさ話にみる民衆の世論

最後にうわさのお話を少ししたいと思います。

(1) 犯罪者の人気

まずある種の犯罪者は人気がありました。

カルトウーシユという盗賊がいました。盗賊といっても武装をし、部下が数十人もいるかなりの大物です。当時の警察は基本的に町の中を守っています。町と町を結ぶ道路は、パトロール隊のようなものはありましたが、どうしても二四時間監視できるわけではありませんから、治安はあまりよくありません。カルトウーシユはそうしたところで盗賊行為を働いてた大物のひとりです。やがて、彼もついに捕まって死刑になるのですが、どうも死んだあとぐらいから、「義賊カルトーシユ」といううわさが流れ始めます。金持ちや役人しか襲わなかった、奪った金は自分のために使わずに貧乏人にばらまいた、といったものですが、どれも事実無根です。しかしそこには

民衆の英雄願望のようなものが現れていますし、金持ちや役人といった人たちへの恨み、憎しみといったものを感じることができます。

義賊マンドランに關してもそうです。この人は塩の密売人で、当時も塩は重要な課税対象のひとつでした。絶対王政期のフランスでは地方によって塩の税率が違いました。王国全体が税率の違いによって六つに分かれていたのです。こうなると当然安いところで塩を買い付けて、国内にある税関をくぐり抜け、税の高い地方に行つてそれを売り捌く人間が登場します。つまり、ゆがんだ税制のために塩の密輸団が横行するわけです。民衆にとっては課税された正規の塩よりも、彼らが持ち込んだ闇ルートが安いのですから、彼らを一種の義賊と見ていたとしても不思議はありません。この連中も武装をして五十人、百人という徒党を組んでおり、あたかも小規模な軍隊のような集団を組織していました。その中で一番大きな組織のトップがマンドランという男でした。彼も政府の執拗な追及の揚げ句にようやく捕まつて、処刑されることになります。彼は単なる泥棒であつたカルトウーシユよりも、義賊ですからより民衆の心をとらえやすかつたのでしよう。もちろん安いところで塩を買つて、それを政府の価格より安く売つてもうけているわけですから、マンドランは実は大もうけをしているわけですが、民衆からすると政府の鼻を明かしてくれた英雄だつたわけです。

政府に表立つて不満を言えない人たちが、反政府の泥棒たちを英雄に仕立て上げることで、ある意味自分たちの不満を表明しているのだと見ることができます。

(2) パン価格高騰に発する民衆暴動

もうひとつ、今度はパンの価格に関する話をします。民衆暴動の引き金となるのはしばしばパン価格の高騰です。政府はパンの値段に対して非常に神経をつかっています。というのは、ほかのことでは我慢する民衆も基本的な食料であるパンの値上げには、敏感に反応することがわかっていたからです。それに関して重要な点は、今年は天気が悪かった、だから穀物生産が落ち込み、パンの値段が上がるのも仕方ないという考え方を当時の民衆がしないことです。市場経済に慣れきったわたしたちと、一八世紀の民衆は違います。彼らは、ものには正しい値段があると思っていました。ましてパンは生きていくためにどうしても買わざるを得ない商品です。当時の都市労働者の収入の半分はパン代に消えるとされています。そのパンが二〇%、三〇%上がるといふのは、死活問題です。当然敏感に反応します。彼らは、「パンには正しい値段がある。今年は天気が悪く小麦のできが悪かったからパンの値段が上がるのは仕方がないというのなら、国王は要らない」、「われわれに正しい値段でパンを供給するのは、王の仕事であるはずだ」と言います。そして「値段が上がるのは、天候不順に付け込んだ買い占め商人がいるからだ。小麦を抱えてもつと値段が上がるのを待っている悪徳商人がいるからこうなる。そういう連中を摘発しろ」ということで暴動になります。穀物商人やパン屋を襲撃するのですが、彼らは単なる暴徒ではないという証しとして、金を置いていきます。つまりパン屋や穀物商を襲う、そこにある小麦を無理や

りかつさらってくるが、彼らは正しい値段があると信じているわけですから、相手が嫌がろうが正しい値段の金をそこに置いて立ち去ってくるわけです。自分たちは泥棒でもなければ暴徒でもない、政府がやるべき仕事をしていないので、われわれが代わりに正義を行ったと思っっているのです。

つまり当時の食料暴動を見ますと、生活必需品の価格、その供給をめぐる市場原理に慣らされたわれわれとは全く違う考えを当時の民衆が抱いていたことが非常によくわかります。

(3) 国王ルイ一五世への不満Ⅱ望ましい国王像から外れた王

こうした政府への不満は、一八世紀半ば以降ますます盛んになってきます。特に標的になるのは、ルイ一五世以降です。この人には様々な悪評がありました。まず「怠惰だ」といわれましたが、先代のルイ一四世が「王にプライベートはない」と言い切るぐらいよく働いた人なので、それに比べると一生懸命やっていないように見えたという側面もあったかもしれませぬ。

「残忍である」といううわさも立ちました。一七五一年に、パリで子どもたちが何人かいなくなるといふ事件が起きます。警察が不良少年たちを懲らしめのために一晩牢屋に入れておいたというのが真相のようです。子どもたちはすぐに家に帰されました。ところが、子どもが消えたといううわさが流れ始めます。そしてついには「国王ルイ一五世は、若いときからの放蕩生活がたたって恐ろしい皮膚病を患っている。それを治すには生きた子どもを殺して、その生き血でためた

風呂に入るしかない」という話にまで行きつくのです。いくら何でもそんな王様がいるはずはありませんが、そうしたうわさがまことしやかに流れるぐらい国王は嫌われていたということでしょう。

またルイ一五世は公の場に姿を見せるのがあまり好きではないタイプの人でした。王の食事や、今では考えられませんが王妃の出産まで公開され、王という存在が公のものとしてされていた時代、王の姿を見たがった民衆にとっては、こうしたルイ一五世の性格は不満と不信を増幅させるものだったようです。

さらにルイ一五世は女性問題でもつまずきます。国王が女性にもてるのは別に構いません。構いませんが、時と場所と相手を選ばなければいけません。ルイ一五世がつまづいたのは、戦争の最中でした。前線で兵士が戦っています。国王が前線に行くというのは、士気を鼓舞するうえで非常に大きな意味があります。しかし国王はなかなか前線に向かおうとはせず、ヴェルサイユで愛人との生活を楽しんでいました。それでもついに重い腰を上げ、前線に赴くことになったのですが、何と愛人を連れていったのです。この行為は顰蹙を買います。そんな中、国王は病に伏します。聴聞司祭に「戦場に愛人を伴うような振る舞いを悔い改めなければなりません」と言われた王はさすがに折れました。そこで「愛人とは別れる」という宣言をして、彼女を追い返します。そこで彼の人気は一時回復します。フランスの各地で、国王の病氣回復を祈るミサが行われます。ついに病が癒えて帰還したときには好意的に迎えられます。ところが帰ってきた途端に追放した

はずの愛人を再び呼び戻したために、評判は地に墜ちてしまいました。

極め付きは一七五七年の国王暗殺未遂事件です。ダミアンという名の中年男性が国王をナイフで襲ったのです。厚いコートを着ていたおかげで、大した怪我ではありませんでしたが、国王は一時は死を覚悟したようです。かつて戦場で病に陥った王の回復を願って国中がミサを挙げたように、このときも政府は国王の回復を祈るよう国民に呼びかけます。しかし、期待したようには人は集まりませんでした。それどころかスパイたちの報告によると、「ダミアンのやつはしくじった。俺ならもっとうまく刺したのに」、つまり「国王など死ねばよかったのに」といううわさが、パリで流れたと言われています。つまり、一時的とはいえ愛人を追い返したことで評判を取り戻し、その病気回復を多くの国民が願った国王が、わずか十数年のうちに「死ねばよかったのに」と言われるまでに嫌われてしまったということです。これほど国王の権威の失墜をはっきりと示している事件はないでしょう。

おわりに——世論の意味

最後に「世論」の意味ということをお話したいと思います。今までいくつかの「世論」の指標を見てきたのですが、一八世紀後半は「世論」がはっきりと力を持ち、政府がもはやそれを無視できなくなった時代です。当時は財政危機が一番大きな政治・社会問題でした。当時の財

政状況はひどいものです。歳出の半分を借金返済にあてざるをえない有様で、抜本的な財政改革が必要であることは誰の目にも明らかでした。そして、そのためには、貴族と聖職者の免税特権を廃止するしかないことも分かっていました。

教会は国土の一〇%を握っていました。貴族の中の恐らく二割程度は貧乏貴族と呼ばれる人たちですが、逆に一割、二割の貴族は非常に裕福です。その人たちは基本的な直接税を払っていません。ですから教会と貴族に課税すれば、財政難はかなり解消できるめどが立つわけです。一般民衆はこれ以上搾れないぐらい重税を掛けられていますから、ここからはこれ以上金の取りようがありません。ところが当然既得権益を侵される貴族側は、猛反発することになります。そこで政治抗争が起こります。どうにか貴族たちにも課税したい政府と、反発をする貴族です。以前であれば、「われわれ貴族の先祖伝来の侵しがたい権利を守る」というロジックで貴族は身を守ろうとしたでしょうが、この時代には、もはや貴族はそんなことを言いません。

では貴族たちは何と云うのか。「税は国王が決めるものではない。税を課すべきかどうかは国民の合意を得て決めるべきである。非課税者の合意が税を正当化する」という論理を持ち出します。そして「われわれは、自分のために反対していいのではない。課税される人間の合意なくして、王が勝手に税金を課してよいということになれば、国民全員が犠牲になる」。「大事なものは、課税される側の同意があつて税は成り立つという原則をここで確認することだ。われわれは国民の味方だ」という宣伝を始めます。

一方、国王政府は、「今税金を払っていない貴族たちに課税できれば、一般国民の税金は安くなる。国民の本当の味方はわれわれだ」という宣伝をするわけです。

絶対王政の建前では、最終的な決定権は国王にあるはずでした。羊飼いが羊の意見を聞く必要はなかったのです。しかし、このときは完全に羊に向かって訴えかけています。当時、「国民の父」という言い方がやります。つまりそうした言い方をして、「世論」を味方に付けないことには政策そのものが前に進まない時代になったということです。建前はあくまで絶対王政で、国民は羊にすぎないわけですが、実態としてはそこまで「世論」が力を付けていました。当時は主権在民ではありません。主権は国王にあります。選挙権はもちろん被選挙権もありません。世論調査で「皆さんの意見を」などと、だれ一人聞いてくれるわけではないにもかかわらず、それだけの力を「世論」は備えたわけです。

絶対王政の時代でさえ「世論」が力を持つと、それが権力にとっていかに無視できないものであるかを一八世紀のフランスはよく示しています。一方、現在のわれわれは投票にも行けるわけですし、立候補することもできます、さらに世論調査があれば答えもするでしょう。それに今はインターネットが発達していますから、自分のブログで意見を述べるのも自由でしょう。つまり、道具立てはそろっています。現在よりもはるかに不利な状況下でも大きな力を獲得した一八世紀の「世論」を思うと、われわれは恵まれた環境や道具を十分に活用しているかどうか、もう一度考え直してもいいかもしれません。国民は政治において単なる観客ではないはずです。

最後に一八世紀を代表する哲学者のひとりであるデイドロの言葉を紹介しておきます。彼は概ね次のようなことを言っています。

「どんなに下らない反対であったとしても、政府に反対する権利こそ神聖なのだ。」

(二〇〇七年二月一五日)

【参考文献】(刊行順)

ロジェ・シャルチエ(松浦義弘訳)『フランス革命の文化的起源』岩波書店、一九九四年

ユルゲン・ハーバーマス(細谷貞雄・山田正行訳)『公共性の構造転換』未来社、一九九四年

A・ファルジュ、J・ルヴェル(三好信子訳)『パリ1750 子供集団誘拐事件の謎』新曜社、一九九六年

ロバート・ダーントン(関根素子・二宮宏之訳)『革命前夜の地下出版』岩波書店、二〇〇〇年

同(近藤朱蔵訳)『禁じられたベストセラー』新曜社、二〇〇五年